平成２３年（フ）第１７０号
千葉県袖ケ浦市野田583―３、住民票上の住所千葉県君津市中野３丁目12番36号　202
債務者　関根　正実
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７６号
千葉県木更津市吾妻１丁目２番28号
債務者　小原　利予
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８０号
千葉県袖ケ浦市奈良輪954番地２　サンシティ鈴木コーポＡ103号
債務者　藤平　真一（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４７４号
静岡県熱海市伊豆山279番地の１　103
債務者　岩崎　令子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
静岡県伊豆市牧之郷183番地の140
債務者　荻原　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市北浜町７番５号
債務者　髙木　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1453番地５
債務者　永易　公子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸32番地１　アーバン浮洲101
債務者　野﨑　要二
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
岡山県総社市福井1600番地107
債務者　平田　悠正
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７９３号
埼玉県所沢市大字上山口1796番地の８　レオパレスエスペランサＡ―106
債務者　島崎実奈子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８６２号
埼玉県川越市脇田本町６番地４　モンシャトー川越401号室、前住所埼玉県川越市仙波町４丁目16番地25
債務者　昼間　　操
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０号
京都府亀岡市東竪町16番地18
債務者　菅原　雅佳
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
京都府亀岡市大井町土田２丁目１番16―406号
債務者　村松　秀俊
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
京都府舞鶴市字七日市105番地３
債務者　宇田　吉也
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２４１５号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番25―604号
債務者　木島亜岐子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４６号
北海道恵庭市島松本町２丁目12番13　コーポ嶋102号室、住民票上の住所北海道恵庭市北柏木町１丁目800番地の１
債務者　西村　睦子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２７号
北海道北広島市共栄町１丁目２番地５　コーポ松本３―202号
債務者　山崎　勝子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部